

食中毒発生一覧(令和5年)

R5.9.20現在

No.	発生年月日	主な発生場所	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設の営業許可種別	事件の概要	行政処分
1	R5.1.21	福井市	2名	1名	R5.1.20に福井市内の飲食店が調理提供した「しめ鯖」	アニサキス	飲食店営業	<p>1月21日(土)18時5分頃、市内の飲食店から「1月20日(金)当店で調理・提供された「しめ鯖」を喫食した方が、1月21日(土)に医療機関を受診したところアニサキス虫体が摘出された。」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該飲食店が調理提供した「しめ鯖」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗で喫食した「しめ鯖」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、アニサキス食中毒予防策としてサバを冷凍することなく、当該食品を調理提供していたこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理提供した「しめ鯖」を原因とする食中毒と断定した。</p>	R5.1.22 営業停止処分
2	R5.2.1	福井市	3名	1名	R5.1.31に福井市内の量販店で購入した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」	アニサキス	魚介類販売業	<p>2月3日(金)17時13分、患者本人から、「福井市内の量販店で購入した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」を自宅で喫食した後胃痛を呈し、本日、医療機関を受診したところアニサキス虫体が摘出された。」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該店舗が販売した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗で喫食した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、アニサキス食中毒予防策としてブリ・ヤリイカ・ヒラメを冷凍することなく、当該食品を販売していたこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該店舗が販売した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」を原因とする食中毒と断定した。</p>	R5.2.4 営業停止処分

3	R5.3.5	福井市	1名	1名	不明	アニサキス	—	<p>3月6日(月)8時30分頃、市内医療機関から、「アニサキスによる食中毒の疑いがある。」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、潜伏期間内の利用店舗が不明であったため、原因施設の特定には至らなかったが、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、胃アニサキス症の潜伏時間内に生鮮魚介類の喫食があったこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、原因施設不明の食中毒と断定した。</p>	—
4	R5.3.21	福井市	2名	1名	不明	アニサキス	—	<p>3月22日(水)10時29分、市内医療機関から、食中毒患者等発生届出票の提出があった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、潜伏期間内に複数の店舗の利用があったため、原因施設の特定には至らなかったが、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、胃アニサキス症の潜伏時間内に生鮮魚介類の喫食があったこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、原因施設不明の食中毒と断定した。</p>	—
5	R5.5.11	福井市	17名	10名	R5.5.11に飲食店が調理提供したヒラメの刺身	クドア・セブテンpunkタータ	飲食店営業	<p>5月11日(木)20時3分、県福井健康福祉センターから「市内の患者が、5月11日(木)11時30分頃、市内の飲食店にてランチ(白身、赤身、エビ等の刺身を含む)を喫食した後、同日15時から胃のむかつき、嘔吐、下痢(水様便)の症状を呈している」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは5月11日(木)に当該飲食店を利用した2グループ10名で、有症者の共通食が当該飲食店での食事以外にないこと、当該飲食店で提供したヒラメの残品からクドア・セブテンpunkタータを確認したこと、有症者の症状や潜伏時間がクドア・セブテンpunkタータによる食中毒の特徴と一致していること、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、本件を当該飲食店で調理提供された食事(ヒラメの生食)を原因とする食中毒と断定した。</p>	—

6	R5.6.21	福井市	11名	1名	R5.6.20に飲食店が調理提供した寿司(マグロ、タチウオほか)、刺身(ブリ、シマアジほか)	アニサキス	飲食店営業	<p>6月21日(水)15時34分、福井県医薬食品・衛生課から、「鯖江市内の医療機関から福井県丹南健康福祉センターに、アニサキス虫体が提出されたことに伴い、食中毒患者等発生届の提出があり、患者調査したところ、生食用生鮮魚介類の喫食は福井市内の施設のみである。」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは6月20日(火)に当該飲食店を利用した1名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該店舗が調理提供した「寿司(マグロ、タチウオほか)、刺身(ブリ、シマアジほか)」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗で喫食した「寿司(マグロ、タチウオほか)、刺身(ブリ、シマアジほか)」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、アニサキス食中毒予防策としてマグロ・タチウオ・ブリ・シマアジを冷凍することなく当該食品を調理提供していたこと、医師から食中毒患者等発生届があったことから、当該店舗が調理提供した「寿司(マグロ、タチウオほか)、刺身(ブリ、シマアジほか)」を原因とする食中毒と断定した。</p>	R5.6.22 営業停止処分
7	R5.6.22	福井市	6名	5名	R5.6.20に飲食店が調理提供した食事「コース料理(焼き鳥、名物手羽先、SUISYO鍋ほか)、塩レバー、鶏生レバー」	カンピロバクター	飲食店営業	<p>6月27日(火)15時17分、福井県医薬食品・衛生課から、「鯖江市内の医療機関から福井県丹南健康福祉センターに、食中毒症状を呈している患者がいるとの通報があり、同センターが患者調査を行ったところ、福井市内の飲食店を利用している。」との連絡が市保健所にあった。</p> <p>調査した結果、症状を呈したのは当該飲食店が調理提供した食事「コース料理(焼き鳥、名物手羽先、SUISYO鍋ほか)、塩レバー、鶏生レバー」を喫食した6名中の5名で、有症者の共通食が当該飲食店での食事以外にないこと、医療機関を受診した患者(1名)の検便結果からカンピロバクターが検出されたこと、有症者の症状や潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒と矛盾がないこと、医師から食中毒患者等発生届があったことから、当該飲食店が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。</p>	R5.6.29～ R5.6.30営業停止処分

8	R5.7.20	福井市	1名	1名	不明	アニサキス	—	7月21日(金)20時17分、市内医療機関から、「アニサキスによる食中毒の疑いがある。」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、潜伏期間内に複数の店舗の利用があったため、原因施設の特定には至らなかったが、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、胃アニサキス症の潜伏期間内に生鮮魚介類の喫食があったこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、原因施設不明の食中毒と断定した。	—
9	R5.8.12	福井市	42名	13名	R5.8.11に飲食店が調理提供した食事「会席料理(石焼御膳、四季御膳他)」	ノロウイルス	飲食店営業	8月14日(月)12時20分、市内飲食店から、「8月11日に当店を利用された1グループ10名のうち6名が腹痛・嘔気・下痢等を呈し、4名が入院していると有症者の家族から連絡があった。」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該飲食店が調理提供した食事「会席料理(石焼御膳、四季御膳他)」を喫食した3グループ42名中の13名で、有症者の共通する食事が当該飲食店での食事以外にないこと、調理従事者及び患者の検便検査の結果ノロウイルスGⅡが検出されたこと、有症者の症状や潜伏期間がノロウイルスによる食中毒と一致していること、トイレや施設内での嘔吐等感染症を疑うエピソードがなかったこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	R5.8.17～ R5.8.18営業停止処分
10	R5.9.16	福井市	2名	2名	R5.9.16に飲食店が調理提供した「さば棒寿司」	アニサキス	飲食店営業	9月19日(火)8時47分、市内医療機関から、「市内の飲食店を利用した2名からアニサキス虫体を摘出した。さば棒寿司を喫食したようだ。」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該飲食店が調理提供した「さば棒寿司」を喫食した1グループ2名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該飲食店が調理提供した「さば棒寿司」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗で喫食した「さば棒寿司」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、アニサキス食中毒予防策としてさばを冷凍することなく、当該食品を調理提供していたこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理提供した「さば棒寿司」を原因とする食中毒と断定した。	R5.9.20営業停止処分
合計			87名	36名					